

定 義

<p><b>行政機 関法</b> (H17.4 月施行)</p>	
<p><b>神戸市</b> (H10.4 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; ( 定義 ) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</li> <li>(2) 実施機関 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</li> <li>(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</li> <li>(4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、もっぱら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。</li> <li>(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別されうる当該個人をいう。</li> <li>(6) 公文書 神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する公文書をいう。</li> </ol>
<p><b>札幌市</b> (H8.4 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; ( 定義 ) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</li> <li>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。</li> <li>(3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。</li> <li>(4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</li> <li>(5) 公文書 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。</li> </ol>
<p><b>仙台市</b> (H9.10 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; ( 定義 ) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。</li> <li>二 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</li> <li>三 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</li> </ol>

	<p>イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>ロ 博物館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>四 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。</p>
<p><b>千葉市</b> (H8.4 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; ( 定義 ) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>(2) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>(3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5) 公文書 千葉市情報公開条例(平成 12 年千葉市条例第 52 号)第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。</p>
<p><b>さいたま市</b> (H13.5 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; ( 定義 ) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4) 電子計算機処理 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理することをいう。</p> <p>(5) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものであつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>(6) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別することができる当該個人(他の情報と照合することにより識別することができることとなる個人を含む。)をいう。</p> <p>(7) 個人情報の開示 実施機関が、この条例の定めるところにより行政情報に記録された個人情報を開覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。</p>
<p><b>横浜市</b> (H12.7 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; ( 定義 ) 第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに規則で定める市の機関をいう。</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p>

<p><b>川崎市</b> (S61.1 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 事業を営む個人の当該事業に関する情報 イ 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</p> <p>(2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。</p> <p>(3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p>
<p><b>名古屋市</b> (H8.10 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; (定義) 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>(2) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図面の内容を記録するための処理その他の規則で定める処理を除く。</p> <p>(5) 公文書 昭和 61 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(マイクロフィルムを含む。以下同じ。)で、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関において管理しているもの(昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に実施機関の職員が作成し、又は取得した昭和 60 年度の予算に係るものを除く。)をいう。</p> <p>(6) 磁気テープ等 電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。</p> <p>(7) 個人情報データファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物。ただし、記録されている個人の数が規則で定める数に満たないもの <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定義</span></p>
<p><b>京都市</b> (H6.4 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>(2) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p>

	イ 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの
<b>大阪市</b> (H7.10 月施行)	< 現行条例 > (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。 (2) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。 (4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。 (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。 (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
<b>広島市</b> (改正 条例 16.4 月 施行)	< 現行条例 > (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。 (2) 個人情報 個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定され得るものをいう。ただし、法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。 (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(広島市情報公開条例(平成 13 年広島市条例第 6 号)第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る (個人情報ファイルの保有に係る届出) 第 4 条 実施機関は、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたものその他規則で定めるもの(以下この条及び第 4 5 条において「個人情報ファイル」という。)を保有しようとするとき(一時的に使用するために保有しようとするときその他の規則で定めるときを除く。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)~(8) 略
<b>北九州市</b> (H4.10 月施行)	< 現行条例 > (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長をいう。 (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 (3) 公文書 北九州市情報公開条例(平成 13 年北九州市条例第 42 号)第 2 条第 2 号に規定する行政文書(磁気テープ等を除く。)をいう。 (4) 磁気テープ等 電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク等で

	<p>あって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録され、実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(5) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が公文書又は磁気テープ等に記録されたものをいう。</p> <p>(6) 事業者法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。</p>
<p><b>福岡市</b> (H3.9 月施行)</p>	<p>&lt; 現行条例 &gt; (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。</p> <p>(3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力，蓄積，編集，加工，修正，更新，検索，消去，出力又はこれらに類する処理をいう。ただし，規則で定める処理を除く。</p> <p>(4) 公文書 福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する 公文書をいう。</p> <p>(5) 本人 個人情報から識別され，又は識別され得る当該個人をいう。</p>